

「EDINETの国際化のためのタクソノミ開発に係る調達」に関するご質問に対する回答

№	資料名等	項番等	ページ	質 問	回 答	回答年月日
1	仕様書	2.3 委託業務の内容 (1) ①ア)	6	<p>『それ以外の国際標準化の内容については、ITA 協議の結果ならびに IFRS タクソノミ及び US GAAP タクソノミの設計に基づき事務局と協議し決定すること。』と記載されています。レンダリング、ジェネリックレファレンス、ジェネリックラベルなど、XBRL International にて現在策定中の仕様についても事務局との協議の対象範囲に含まれるのでしょうか。</p> <p>※レンダリング=現在 XBRL International にて策定されている XBRL 追加仕様のひとつで、報告書の構造や表の構造を表現するための仕様。</p> <p>※ジェネリックレファレンス=リンクベースの一つで拡張リンクロールをはじめとする XBRL 部品に根拠情報（法令又は基準）への参照を設定するための仕様。</p> <p>※ジェネリックラベル=リンクベースの一つで拡張リンクロールをはじめとする XBRL 部品に単一言語又は複数言語からなる定義を設定するための仕様。</p>	<p>2.3 (1) に「ITA 協議の結果をふまえ」と記載しているとおり、ITA 協議の結果に含まれる事項は原則として「それ以外の国際標準化の内容」に係る事務局との協議対象の範囲に含まれます。具体的な事項について確認が必要な場合には、「EDINET の国際化のためのタクソノミ開発に係る提案依頼書 3. 制約条件及び前提条件 (3)」に記載の閲覧可能書類を確認願います。事務局との協議の対象が「XBRL International にて現在策定中の仕様」である場合は、それを前提として事務局と協議することになります。</p> <p>なお、ITA 協議の結果に含まれる事項が必ずしもタクソノミの開発範囲に含まれるということではありません。2.3 (1) ① ア) に「国際標準化の主要な内容は、個別・連結の区別をディメンションで表現すること、及び、資本等変動計算書をディメンションで表現することである」と記載しているとおり、タクソノミの開発範囲はそれを前提に事務局と協議して決定することになります。</p>	2011/1/7

№	資料名等	項番等	ページ	質 問	回 答	回答年月日
2	仕様書	2.3 委託業務 の 内 容 (1) および (2)	6-8	<p>2.3 (1)、(2)それぞれの業務において、IFRS タクソノミを策定する IFRS 財団及び IFRS 財団に影響を与えると想定される米国 (SEC、FASB) の動向をふまえて実行する必要があるのでしょうか。また、これら外部機関の動向等に係る情報収集及びタクソノミへの反映の検討も本調達の範囲内でしょうか。</p>	<p>2.3 (1) の内容については、「ITA 協議の結果をふまえ」と記載しているとおり、ITA 協議での合意事項を前提とします。したがって、ITA 協議の結果に含まれない IFRS 財団及び米国の動向をふまえること、また、その動向のタクソノミへの反映の検討は要件ではありません。</p> <p>2.3 (2) の検討については、2.3 (2) ④ イ) (ii) に記載する「当庁から提示する IFRS タクソノミに関する調査資料、IFRS タクソノミと EDINET タクソノミの比較検討資料、その他の資料」の中に含まれる限りにおいては、IFRS 財団等外部機関の動向をふまえることも要件となります。</p> <p>IFRS 財団等外部機関の動向に係る情報収集は、必須の要件ではありませんが、2.3 (2) ④ イ) に「また、それ以外にも有用な参考情報があれば、積極的に提案すること」と記載のとおり、提案に含めることも可能です。ただし、本調達は「入札価格」と「提案内容の評価」の総合評価落札方式になりますので、提案に含めるか否かは入札価格への影響も考慮した上での入札者の判断となります。</p>	2011/1/7
3	仕様書	-	-	<p>本業務で作成するタクソノミ及びサンプルインスタンスが満たすべき品質について、調達仕様書には特段記載がありませんが、品質を確保するための方針、手順、ツールが必要と考えます。本件については入札業者の提案に含まれるのでしょうか。</p>	<p>「EDINET の国際化のためのタクソノミ開発に係る提案依頼書 別添 2-1 総合評価基準書 項番 5 品質確保の体制、方法、等」において、品質管理計画の提案を明記するよう求めています。当該評価基準を参照のうえ提案願います。</p>	2011/1/7
4	仕様書	2.3 委託業務 の 内 容 (1) ②	7	<p>『サンプルインスタンスの作成』と記載されていますが、本業務で作成するサンプルインスタンスはインライン XBRL 形式と考えてよいでしょうか。</p>	<p>サンプルインスタンスは受入検収のためのものであり、その要件は、4 (4) 「受入テスト支援」及び 2.5 (1) 「XBRL 範囲拡大プロジェクトとの調整」を参照のうえ提案願います。これらの要件を充足する前提で、インライン XBRL は一つの選択肢と考えます。</p>	2011/1/7